

# 北陸信越運輸局報



令和3年1月4日（月曜日）

新年号外

明日の交通・環境を創造します。  
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

## 年頭のご挨拶

北陸信越運輸局長 野津 真生

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

はじめに、運輸・観光行政に関する抱負を述べさせていただきます。

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故から5年となります。「安全・安心の確保」は、国土交通行政の最大の使命であり、あのような悲惨な事故が二度と起きないように、所管する事業全般に亘って安全対策を強力に進めていくとともに、全ての事業者に対し、あらゆる機会を捉えて安全最優先であることを徹底してまいります。

新型コロナウイルス感染症は、依然として収束が見通せない状況にあり、とりわけ運輸・観光分野における影響は深刻です。他方、少子化・高齢化の進展に伴う持続可能な地域社会の形成における運輸・観光分野による貢献が不可欠となっています。このため、北陸信越運輸局は、現場主義を大切に、地域の皆様との連携・協働の下、様々な課題に積極果敢に取り組んでまいります。

いよいよ今年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えます。ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会と調和を図りつつ、我が国各地の魅力を発信する、また本大会を契機とした共生社会実現のため、訪日外国人旅行者、障害者、高齢者の方々にとって安全・安心なユニバーサルデザイン社会の実現にも取り組んでまいります。

国土交通行政に課された課題は山積しています。大きく変化する暮らしを支え、すべての人が輝く社会を目指して北陸信越運輸局として取り組んでいく具体的な課題、施策について以下により申し述べます。

### 1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、社会経済活動において様々な制約がある中、特に交通・物流事業に従事する皆様におかれては、国民の皆様の毎日の通勤・通学、生活の足を支え、また日常生活・医療等に必要な物資を届けるため、エッセンシャルワーカーとして事業に従事されており、こうした場で働くすべての皆様に感謝を申し上げます。

昨年4月に発令された緊急事態宣言の影響もあり、令和2年4月～6月期の国内総生産（GDP）が戦後最大の減少となるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済に深刻な影響を及ぼしました。北陸信越運輸局が所管する運輸・観光分野でもその影響は大きく、本年も引き続き、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図ることが重要となります。

国土交通省ではこれまで、「地域公共交通感染拡大防止対策事業」を通じて、感染防止対策を講じつつ事業を行う交通事業者を支援するとともに、失われた旅行需要の回復や観光関連消費の喚起、そしてウィズコロナの時代における「新たな旅のスタイル」を普及・定着させるためのGo To トラベル事業を推進してまいりました。

北陸信越運輸局として、本年も引き続き運輸・観光分野の事業者の皆様の声を受け止めながら、必要な支援を行ってまいります。

## 2. 交通の安全・安心対策の強化と災害対応について

### (1) 運輸安全マネジメントの促進について

経営トップの強いリーダーシップにより、安全最優先であることを現場の隅々まで浸透させることが重要であり、運輸安全マネジメント評価の着実な実施と運輸安全マネジメントセミナーの開催等を通じて、事業者の安全意識の向上を図ってまいります。

また、昨年7月には大臣プロジェクト「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の一環として「運輸防災マネジメント指針」が策定されました。

「運輸安全マネジメント制度」を「自然災害対応」に活用し、運送事業者の理解の醸成を図るとともに、運送事業者の全社的な自然災害対応の取組を支援してまいります。

### (2) 自動車運送事業の安全対策について

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえ、平成28年の改正道路運送法により導入された事業許可更新制を確実に実施するとともに、一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センターによる巡回指導を通して法令違反の早期是正、不適格事業者の排除を行い、貸切バス事業の安全性向上、信頼回復に努めてまいります。

また、平成29年に国土交通省において策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」における事故削減目標を踏まえ、北陸信越運輸局においても事故削減目標を掲げて安全対策を進めており、特に飲酒運転の撲滅を目指し引き続き取り組んでまいります。また、本年策定予定の次期プランに掲げられる新たな事故削減目標に基づき、自動車関係団体・関係機関とともに組織する「北陸信越地域事業用自動車安全対策会議」を活用し、バス、タクシー、トラックの各業態別における目標達成のための各種事故防止方策を検討し、取り組んでまいります。

さらに、事業用自動車の事故防止に関する知識・技術を現場で生かすことを目的としたセミナーを、本年は石川県で開催するとともに、「事故防止対策支援推進事業」(ASVの導入支援、運行管理の高度化支援及び過労運転防止のための先進的な取組に対する支援)が有効に活用されるよう、今後も周知・利用促進を図ってまいります。

### (3) 鉄軌道事業、索道事業の安全対策について

鉄軌道及び索道の輸送においては、ひとたび事故が発生すると多数の死傷者を生じるおそれがあります。事故の未然防止・再発防止を図るため、監査の充実や運輸安全マネジメント評価、各種会議、研修会、講習会等を通じ事故防止対策について周知・徹底を図っていくとともに、事故事例に関する情報や調査結果等の提供を行ってまいります。

管内における鉄軌道事業の運転事故は、踏切障害事故や人身障害事故のほか、路面電車と自動車 접촉するなどの道路障害事故が多く、その原因の殆どが、鉄軌道事業者以外に起因しているため、鉄軌道事業者に対する取組に加え、踏切通行者、鉄道沿線住民等に対する広報・啓発活動の強化を図るとともに踏切道の立体交差化や構造改良等についても、引き続き推進してまいります。

「令和2年7月豪雨」では、線状降水帯の発生による集中豪雨により日本各地で甚大な被害がもたらされ、管内の鉄軌道においても被害が発生しました。

北陸信越運輸局としましては、気象情報の提供とあわせ、急激な気象の変化に備えた災害対応を遺漏なく行うことに加え、これら自然災害によって被災した地域においては、その後の降雨等による二次災害等を防止するため施設等への被害が予想される場合には早期に体制を整え、適切に運転規制を行うこと等、適切な措置を行い、鉄軌道の安全輸送、被災箇所の被害拡大の防止を図るとともに、乗客に対して復旧の見通し等について適切な情

報提供を行うこと等を徹底し、輸送の安全・安心の確保に万全を期するよう指導を強めてまいります。

索道事業の運転事故は、係員のヒューマンエラーや乗客の不注意に起因する人身障害事故が依然として多い状況から、研修会の開催等の機会を捉え、係員に対する教育及び乗客に対する注意喚起の徹底を指示するなど、再発防止に向けた指導を強化してまいります。

#### （４）自動車の点検整備について

自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図るため、自動車ユーザーは自動車の点検・整備が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で６割程度にとどまるなど、決して十分に実施されているとはいえない状況です。このような中、近年、ホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故の発生が増加傾向にあり、令和元年度の全国の発生件数は１１２件と平成１１年度からの統計上最大の件数となっています。加えて、ブレーキの整備不良による車両火災事故等も発生していることから、自動車ユーザーが適切に保守管理を行い、自動車を安全に使用していただくよう、各種機会を捉えて確実な点検と必要な整備の重要性について周知してまいります。なお、昨年４月より、点検・整備を車検後に行うこととして受検した自動車の検査標章裏面余白には「法定点検未実施（車検時）」を表示することにより、点検・整備の実施をするよう告知しています。

自動運転実用化等に必要な法整備として、令和元年５月２４日に「道路運送車両法の一部を改正する法律」が公布され、従来の自動車分解整備事業制度の分解整備の範囲を拡大し、新たに自動車特定整備事業制度が昨年４月１日から施行されました。今後導入される自動運転車の点検・整備に必要な監視用カメラやセンサーのエーミング作業を行うための新たな認証資格として「電子制御装置整備」が導入され、当該整備を行うための認証の申請手続きが整いました。自動車整備事業者がこれらの作業を行うには、電子制御装置整備に対応できる能力を有する整備主任者を選任する必要があり、一級自動車整備士（二輪を除く）のほか、電子制御装置の整備主任者等資格取得講習を修了した二級自動車整備士の中から選任することになります。

自動車整備事業者の整備技術の向上を図るほか、認証を受けないで自動車特定整備を行っている事業者については、情報の収集・調査・指導を行うなど、新法の円滑な運用を図ってまいります。

自動車整備の人材確保・育成に係る取組については、自動車整備人材確保・育成地方連絡会と連携した運輸支局長による高校訪問や、整備士のイメージ向上ポスターの掲示、小中学生を対象とした体験イベントの実施等に取り組んでまいります。

#### （５）自動車の検査について

自動車の安全性や環境保全を担保する自動車検査については、独立行政法人自動車技術総合機構と連携・協働しており、令和６年１０月からは新しい電子制御装置の安全性を確認するため OBD（車載式故障診断装置）検査を導入していきます。

また、警察や自動車関係団体等と協力し街頭検査を行い、不正改造車等の排除に努めており、昨年は、ナンバー自動読取装置を活用して３件の無車検車の発見に至りました。本年においても更なる活用を図り無車検車の排除に努めてまいります。

一方、国に変わり車検を行うことができる民間車検場において、全国的に不正事案が多く発生していることから、ペーパー車検等の車検制度の根幹を揺るがす悪質な不正事案については、早期発見のため北陸信越運輸局のホームページに通報窓口を設置し、情報を広く収集して監査等に活用するとともに、違反については厳正に処分してまいります。

#### （６）リコールの迅速かつ確実な実施等について

自動車の設計・製作に起因する不具合による事故や故障を未然に防止するためのリコール制度が適正に機能するよう、「自動車不具合情報ホットライン」や北陸信越運輸局に設置

した「検査整備110番」等を通じて、ユーザーからよせられる車両不具合情報を注視してまいります。また、国土交通本省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等から、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用、保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するため情報提供を行ってまいります。

タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールに関しては、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した未改修車について、国土交通省ではリコール改修を促進するため、未改修車両を車検で通さない措置の対象車両を昨年5月1日より順次拡大しており、継続検査等で自動車検査証の有効期間を更新しない措置を講じています。当該措置について、様々な機会を捉えて周知徹底を図ってまいります。

#### （7）自動車の自動運転について

交通事故の減少や地域公共交通の活性化などの課題解決に大きな効果を発揮するものとして、自動運転の実現に向けた環境整備、自動運転技術の開発・普及促進と実証実験が行われています。

自動運転の実現に向けた環境整備については、レベル3及び4の自動運転車の安全確保を図るため、令和元年5月に「道路運送車両法の一部を改正する法律」が成立し、国が定める安全基準の対象装置に「自動運行装置」が追加されました。

自動運転技術の開発・普及促進と実証実験について、管内では大学における自動運転技術の研究、民間と連携して県や市町村が無人自動運転サービスの導入の検討を進めており、北陸信越運輸局としましても、実証実験が安全かつ円滑に行われるよう、自動運転に係る制度の適切な運用を行うとともに、実施主体に対して助言等を行い、自動運転の実現に尽力してまいります。

また、昨年、当局では一般の方々にこれら取組に関心を持ってもらい自動運転の実用化促進につなげるため、管内の実証実験の現状を一覧できるホームページを開設致しました。今後も関係する民間機関とも連携して自動運転の実現に向け取り組んでまいります。

#### （8）船舶の安全の確保と海洋環境の保全対策について

船舶の安全な運航の確保は、最重要課題であります。昨年も海難事故が全国はもとより北陸信越地域においても多数発生しています。

海難事故の原因は、ハードとソフトの両面から考えるべきことから、運航労務監理官及び船舶検査官が一体となって訪船指導（立入検査）を実施し、海難事故の未然防止や再発防止の取組を強化するとともに、危険物輸送の審査、運航管理や船員の労務に関する監査、船員災害防止運動を推進することにより、海難事故の防止を図ってまいります。また、海難事故の大半が小型船舶によるものであることから、引き続き小型船舶操縦士の遵守事項の周知啓発及び船舶検査の受検指導等を関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、国際条約の基準に満たない、いわゆるサブスタンダード船の海難に起因する船員等の死亡や海洋汚染は後を絶ちません。外国船舶に対し、構造、設備等のハード及び船員の資格、労働環境等のソフトの両面について、積極的にポートステートコントロールを行い、サブスタンダード船の排除に努めてまいります。

#### （9）防災と危機管理について

「令和2年7月豪雨」では管内でも長野県の鉄道施設において被害がありました。運輸事業は国民生活・経済活動を支える重要インフラであり災害時も事業継続が必要であることから、引き続き緊張感を持って、対応してまいります。

所管施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の情報を速やかに収集するとともに、地方公共団体等の関係機関と情報の共有化を図り連携を密にし、緊急輸送等の必要となる支援が迅速に行われるよう又、運輸行政サービスに係る特例措置が効果的に提供できるよう努めてまいります。

また、テロ、新型コロナウイルスの発生時などでは関係行政機関や事業者等と連携をとりつつ、迅速な初動体制をとるなど危機管理に適切に対応してまいります。

#### (10) 災害に強い物流システムの構築に向けて

自然災害が激甚・頻発化する中で、ラストマイルも含めた支援物資輸送の更なる円滑化を図ることは大変重要です。昨年7月にとりまとめられた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」において、「民間物資拠点の機能強化」が施策の一つとして位置づけられたことから、引き続き民間物資拠点のリスト件数の拡充を図りつつ、より災害耐性に優れた特定流通業務施設のリストアップを進めることで、民間物資拠点の機能強化を図ることとし、自治体及び物流関係者との連携も深めながら、より円滑な支援物資輸送の実現を図ってまいります。

### 3. 観光による地方創生を実現するための取組等について

#### (1) 観光の再生と新たな展開に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業は極めて深刻な影響を受けており、国土交通省では、安全・安心な旅行環境づくりに努めつつ、Go To トラベル事業の推進などを通じて国内観光需要を喚起し、地域経済の再生を目指しているところです。

北陸信越運輸局としても、引き続き、「新たな旅のスタイル」の普及・定着に向け取り組むとともに、国内の観光需要の回復に努めるこの期間を、同時に、インバウンドの需要回復のための準備期間と捉えて、訪日客の回復に向けしっかりと取り組んでまいります。

#### (2) 魅力的な観光地域づくりについて

観光による地方創生を実現するためには、訪日外国人旅行者のニーズを的確に捉え地域独自のコンテンツを充実させ、長期滞在やリピーターに繋げていくことが重要です。

北陸信越地域には、地域固有の伝統文化、自然や食などの魅力的な観光資源が豊富にあります。これらの磨き上げやアドベンチャーツーリズム等の体験型・滞在型コンテンツの充実等について、観光地域づくり法人（DMO）と連携し、地域の特色を活かした魅力ある観光地域づくりを推進してまいります。

#### (3) 快適に観光いただくための環境整備について

「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた施策を具体的に推進するために設置した「観光ビジョン推進北陸信越ブロック戦略会議」を活用し、関係省庁地方出先機関や多様な関係者と連携し、訪日外国人旅行者をはじめとする全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、中長期的な視点に立った取組を推進してまいります。また、ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」に対応した感染防止策を推進してまいります。

多言語での情報提供の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、トイレの洋式化や二次交通の利便性向上等に加え、感染症対策について、地域や宿泊施設・交通事業者の取組を支援するほか、外国人観光案内所については、開設・機能向上への支援に加えて、災害時でも情報提供が可能となるよう非常用電源装置等の整備を支援してまいります。

#### (4) 海外に向けた北陸信越地域の魅力発信について

北陸信越地域は、自然や伝統文化、食など豊富な観光資源に恵まれているうえに、三大都市圏に近接し、上越・北陸の二つの新幹線が運行している等、立地的にも優位性があります。

現在は、海外との往来に制限があるため、現地でのプロモーションや海外からの招請事業の実施が困難になっていますが、オンラインによるセミナーや商談会の開催、SNS等WEBを活用した情報発信など、インバウンド再開を見据えたプロモーション事業を展開

してまいります。

また、北陸信越地域ならではの質の高い観光資源の魅力に加え、密を避け「新たな旅のスタイル」を実践するには最適な地方の強みを活かし、安全・安心を求めて変化する旅行ニーズにきめ細かく対応した情報を発信し続けることで、今後の誘客へしっかりと繋げてまいります。

#### （５）観光地域づくり法人（DMO）の形成・確立について

国内外からの観光客の流れを地域に戦略的に創出していくためには、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに「観光地経営」の視点に立ち多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づいた戦略を策定・実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立が必要であります。

平成２７年に日本版DMOの登録制度が創設されてから昨年１１月末現在で２９３法人（うち候補法人１１９法人）が登録されていますが、昨年４月に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」が作成され、観光地域づくり法人の役割の明確化や、各層の観光地域づくり法人の役割及び役割分担の整理、登録要件の厳格化等、観光地域づくり法人の全般の底上げを図ることとなったところです。

北陸信越運輸局としても、このガイドラインに沿って、観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に向け取り組んでまいります。

上記（１）～（５）の取組は、昨年１２月３日に政府の観光戦略実行推進会議において決定された、①感染拡大防止策の徹底とGo To トラベル事業の延長等、②国の支援によるホテル、旅館、観光街等の再生、③国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの充実、④観光地等の受入観光整備（多言語化、Wi-Fi整備等）、⑤国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活、を柱とする「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」に基づき推進してまいります。

### ４．地域公共交通の活性化・再生の推進について

#### （１）地域公共交通の確保・維持・改善について

地域の鉄道、バス、旅客船等の公共交通は、人口減少・モータリゼーションの進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、輸送需要の大幅な減少に直面しています。

北陸信越運輸局では、地域公共交通が「新たな日常」においても引き続き地域の足として日々の生活を支えるため、感染症リスクに対応した運行の確保を支援し、地方公共団体をはじめとする地域の関係者や関係業界と連携してこの危機を乗り切る必要があると考えています。

昨年は、第２次補正予算による措置により、地域公共交通における感染拡大防止対策に対する支援を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交通事業者に対する支援への活用について、北陸信越運輸局としても管内地方公共団体等に働きかけを行いました。今後も交通事業者の声にも耳を傾けながら、地域公共交通サービスが確保・維持されるようしっかりと取り組んでまいります。

また、このような中でも、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することは重要であり、持続可能な地域公共交通を実現するため、国土交通省では、昨年１１月２７日に改正地域公共交通活性化・再生法を施行しました。

改正法では、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すこと等を

柱としており、北陸信越運輸局でも、これまでも増して、改正法に基づいた地方公共団体等による地域交通の確保・維持・改善に向けた主体的な取組を支援してまいります。

なお、地域交通の改善などに取り組むに当たっては、IT等の新技術を活用することも重要です。国土交通省では、地域の課題解決に資するMaaS（Mobility as a Service）のモデル構築を図る「日本版MaaS 推進・支援事業」について、昨年7月に38事業を選定しました。北陸信越地域では、富山県朝日町、石川県加賀市、長野県茅野市において行う実証事業が採択されており、北陸信越運輸局としても、これらのMaaS実証事業を推進する協議会への参画等を通じて、取組を支援してまいります。

## （２）心のバリアフリーの推進等について

公共交通機関に係る旅客施設や車両等のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において設定された数値目標の達成に向けて、計画的に整備が進められてきたところです。

一方、昨年5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした真の共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、いわゆる「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するため、バリアフリー法が改正されました。

このような中、来年度からの数値目標として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における次期目標について（最終とりまとめ）が昨年11月に示されました。

次期目標においては、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりや、移動円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）の推進等が見直しの視点となっています。

北陸信越運輸局では、各種イベント等の機会を捉え、車椅子の介助体験等を行う「バリアフリー教室」を開催するとともに、市町村が定めるマスタープラン・基本構想についての作成経費補助、市町村へマスタープラン・基本構想策定を働きかけるため、積極的に職員の派遣を進めるなど、より一層の施策推進を図ってまいります。

## （３）地域鉄道の活性化について

地域鉄道は、沿線住民の通勤・通学等、地域の重要な移動手段として暮らしを支え、地域内の交流を担うとともに、大量輸送といった特性を活かし都市部との間を結ぶ基幹的公共交通機関として地域経済を支えてきました。しかしながら、地域鉄道においては、沿線における少子高齢化による人口減少、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、緊急事態宣言の発令等により利用者が著しく減少するなど経営環境はかつてないほど厳しい状況に置かれることとなりました。このため、鉄軌道事業者が十分な感染拡大防止策を講じることで、より安心して鉄道を利用いただけるよう、駅・車両等の衛生対策や車両等の密度を上げないよう配慮した感染防止策に対して支援を行うとともに、ポストコロナの時代を見据えながら、鉄軌道事業者や沿線自治体関係者等と協働して各地域の実情に合った地域鉄道の活性化方策に取り組むとともに、地域鉄道の維持・改善に向け、地域が主導する意欲的な取組に対して支援を行ってまいります。

## （４）索道事業の活性化について

索道は、山岳観光やスキー場経営においてその役割は重要な位置を占め、冬場における雇用の創出や観光等、地元経済の活性化に大きく寄与しています。

しかしながら、レジャーの多様化や人口減少に加え、近年の記録的な暖冬による雪不足、さらに追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が著しく減少するなど、索道事業の経営環境は厳しい状況に置かれています。各事業者においては、「スキーこどもの日」を設定し小学生以下のリフト料金を無料化するなど将来のスキー人口拡大に繋げる取組や、複数のスキー場で使える共通リフト券の導入による利便性向上、

さらにはＩＣゲートを活用した利用者データの収集・活用など様々な取組を行っています。また、全国有数のスキー場を抱える北陸信越運輸局管内への更なる誘客を図るため、多言語による案内表示等の充実、無料Ｗｉ－Ｆｉサービスの整備、トイレの洋式化を始めとする利用者ニーズへの対応など索道事業者が抱える諸課題の解決に向けた取組を促進することにより、索道事業の活性化を推進してまいります。

#### （５）バス交通の維持・活性化について

乗合バス事業は、高齢者や学生等地域住民や観光客の貴重な足として、さらに災害時の緊急輸送等にも対応する等、地域社会を支えています。また、まちづくり、環境対策等におけるバスの意義が見直され、その役割は重要となる一方、利用者の減少が続きバス路線の確保維持が困難となる懸念があります。

これまでも、地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者と連携し、生活交通の確保維持やバリアフリー化、コミュニティバスやデマンド交通、そして、MaaS(Mobility as a Service)やAIを活用するなどの新モビリティサービスの導入等、地域の需要と実情に即した運行形態等の創意工夫ある取組の支援を行ってまいりましたが、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のために、地方公共団体とバス事業者の双方向の対話の促進を通じて、乗合バス事業の生産性を向上することが重要であり、今後も地方公共団体と交通事業者等関係者の皆様と一層の連携をとりながら、バス路線の確保・維持を支援してまいります。

また、人口減少・高齢化が進展する中、バス事業における運転者不足が喫緊の課題となっており、地域の関係者が一体となってこの課題に取り組むために北陸信越バス運転者確保対策会議を設置しています。今後も、バス運転者の確保に向け、関係者とともに取組を進めてまいります。

#### （６）タクシー事業の適正化について

タクシー事業は、公共交通機関としてその機能を十分発揮し、利用者利便の向上に資するため「タクシー適正化・活性化法」に基づき事業の適正化・活性化を進めています。

北陸信越運輸局管内においては、新潟交通圏及び長野交通圏が特定地域として指定されており、それぞれの地域の実情に応じて運転者の労働条件の改善やタクシー事業の活性化措置を定めた特定地域計画を認可し、供給輸送力の削減等の適正化とタクシー事業の活性化に取り組んでいます。

今後も、特定地域に指定された２地域及び準特定地域の指定を受けている１２地域において、タクシー事業者や関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組について支援を行ってまいります。

#### （７）旅客航路事業の維持・活性化について

旅客航路事業については、近年の人口減少、観光ニーズの多様化等により、旅客輸送人員の減少傾向が続いており、旅客船事業者の経営に影響を与えているところです。昨年は佐渡島と本土を結ぶ佐渡航路のうち「小木直江津航路」について、運航事業者が経費削減のため、多額の運航経費を要する高速カーフェリーからジェットフォイルに就航船舶を変更する方針を決定するなど、航路の維持確保に努めています。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による旅客輸送人員の激減によって旅客船事業者はさらに厳しい経営状態となっています。

北陸信越運輸局としましては、引き続き佐渡航路をはじめとする各航路が住民の利便性に配慮され、持続可能なものとなるよう、地域・関係機関と連携して、必要な支援を行うとともに、観光航路としての魅力向上や活性化など、関係自治体や事業者等と連携して、旅客航路事業の維持・活性化に努めてまいります。

## 5. 環境保全・物流効率化等の推進について

### (1) 環境保全の取組の推進について

2050年までに国内の温室効果ガス排出を「実質ゼロ」にするという政府方針のもと、運輸部門の二酸化炭素削減を図るために強力に推進してまいります。

具体的には、低炭素型の物流体系の構築を図るため、大量輸送が可能であり、かつ、二酸化炭素排出原単位の小さい海運や鉄道へ輸送手段を転換するモーダルシフトを推進するとともに、複数企業の混載による共同輸配送や貨客混載などの推進に努めてまいります。

一般の方へは「エコドライブ10」の周知・実施、企業等に対しての「エコ通勤優良事業所認定制度」の周知、公共交通利用促進を進めます。

また、環境への負荷が少なく高齢者等の移動手段の確保や観光客への周遊に資するグリーンスローモビリティの普及促進に取り組んでまいります。

### (2) 物流効率化対策の推進について

人手不足が深刻化する中、国民生活及び我が国経済を支えるインフラである物流を持続可能なものとするために、引き続き生産性の向上が重要な課題であると考えています。また新型コロナウイルス感染症の影響下で物流においても「新しい生活様式」への対応が求められています。

このため、現在検討されている次期総合物流施策大綱に基づき、ウィズコロナへの対応に加え、ポストコロナの時代を見据えたサプライチェーンの再構築、AI、IoT、ドローン、ロボット等の新技術を活用した機械化・省人化やサプライチェーン上のデータ共有・活用等を図ることで、倉庫業をはじめとする物流産業のデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。

### (3) トラック運送事業の発展について

トラック産業は、我が国の経済や国民生活を支える基幹産業であります。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響で改めて認識されたことと存じます。

しかしながら、トラック産業の運転手は、他の業種の労働者と比べて長時間労働、低賃金となっているため、労働条件の改善を図っていくことが喫緊の課題となっています。平成30年12月の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の成立を受け、運転手の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転手の労働条件を改善する必要があることなどから、各種取組を進めています。

この改正を受け、標準的な運賃の告示が昨年4月24日になされており、トラック事業者や荷主への周知を図っており、また、平成31年3月より実施している「ホワイト物流」推進運動を展開し、荷主への労働環境改善の働きかけを関係省庁と連携し、各県毎に設置されている「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善協議会」とも協調して、荷主、運送事業者が積極的に取引環境と長時間労働の改善に取り組んでまいります。

## 6. 海事産業等の振興について

### (1) 海事産業の振興について

内航海運は、国内貨物輸送の約4割、また、鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資輸送の約8割を担い、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして重要な役割を果たしています。

北陸信越運輸局としましては、若年船員の確保に取り組むほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した代替建造の促進を図り、内航海運の振興に取り組んでまいります。

港湾運送については、日本海側港湾の果たす役割として、東アジア各国との貿易の拡大や災害時における太平洋側港湾のバックアップ機能等が期待されており、港湾運送の拠点となる新潟港、直江津港、伏木富山港、七尾港及び金沢港をはじめ、北陸信越運輸局管内

各港の港湾機能の更なる強化に向け、関係機関・港湾運送事業者と連携して取り組んでまいります。

造船業・船用工業については、需要が低迷し依然厳しい経営環境が続いている中で、技術者や技能者による技術の伝承や新規の人材育成も喫緊の課題となっています。このため、必要な情報提供等を行い技術の維持向上を図るほか、工業高校の学生を対象とした事業者見学会の開催により新規採用者の拡大を図るなど、経営基盤の強化並びに人材育成に取り組んでまいります。また、事業の基盤となる安全確保に関して、引き続き事故防止のための指導に努めてまいります。

海上労働については、船員の高齢化が著しく、近い将来船員不足が懸念される中、世代間の技術の伝承といった観点からも、若年者の雇用確保を進めることが急務となっています。若者が安心して海の職場を選べるよう船員の労働条件や安全衛生の確保に関する指導など船員災害の防止に取り組んでまいります。また、民間船に乗船して内航船等の職場を体験するインターンシップの実施、さらには、小、中、高等学校での出前講座等により、船員を志望する者を広げる活動に取り組んでまいります。

舟艇振興については、マリンレジャーの拠点として全国各地に設置されている「海の駅」をマリンチック街道等の取組を通じて更に普及促進を図るほか、ボートショーなど各種イベントの機会を捉え、救命胴衣の着用を指導することにより、健全な舟艇利用振興に取り組んでまいります。

## （２）海事思想の普及等について

国民生活を支える海事産業において安定的かつ良質な人材確保のためには、多くの児童・生徒等に海の魅力や海の職場の重要性について認識を深めていただくなど、海事思想の普及に取り組んでいくことが必要不可欠です。

今後も子供たちの海への好奇心を喚起する取組として、学校教育における事業紹介、出前講座、港や海事施設の見学、体験学習など学習教材や機会を提供し、周知啓蒙活動を関係団体、事業者と連携し実施してまいります。

## ７．行政サービスの向上等

### （１）自動車保有関係手続きにおけるＯＳＳの推進について

国土交通省では、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図るため、オンライン申請による自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）化を推進しています。ＯＳＳ申請は北陸信越運輸局の全管内において導入しており、今後は自動車保有関係手続きのワンストップ化をより充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進に取り組んでまいります。

### （２）図柄入りナンバープレートの導入について

国土交通省では平成２９年１０月から「東京オリンピック・パラリンピック競技大会ナンバープレート」の交付を開始しています。新型コロナウイルスの影響により、大会の開催延期が決定され、同ナンバープレートについては令和３年９月３０日まで申込期限が延長されました。さらに、令和４年には「全国版図柄入りナンバープレート」が導入される予定となっています。

北陸信越運輸局においては、平成３０年１０月から「地方版図柄入りナンバープレート」が５つの地域で導入され、昨年５月から「上越」ナンバーが新たに交付を開始しました。地元の風景や観光資源が図柄となったナンバープレートが「走る広告塔」となって地域の魅力を全国に発信されるよう、ＰＲに取り組んでまいります。

以上、北陸信越運輸局の課題と取組む施策の一端を述べさせていただきました。

本年も北陸信越地域が豊かで活力に満ちた地域へと発展していけるよう、引き続き取組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。